

## 資源循環・廃棄物の適正処理に関する最近の動きについて

環境法ニュースレター

2025年3月21日号

執筆者:

[渡邊 典和](#)

[n.watanabe@nishimura.com](mailto:n.watanabe@nishimura.com)

### 目次

- I はじめに
- II 資源循環に関わる最近の動き
- III 廃棄物の適正処理に関する最近の動き

## I はじめに

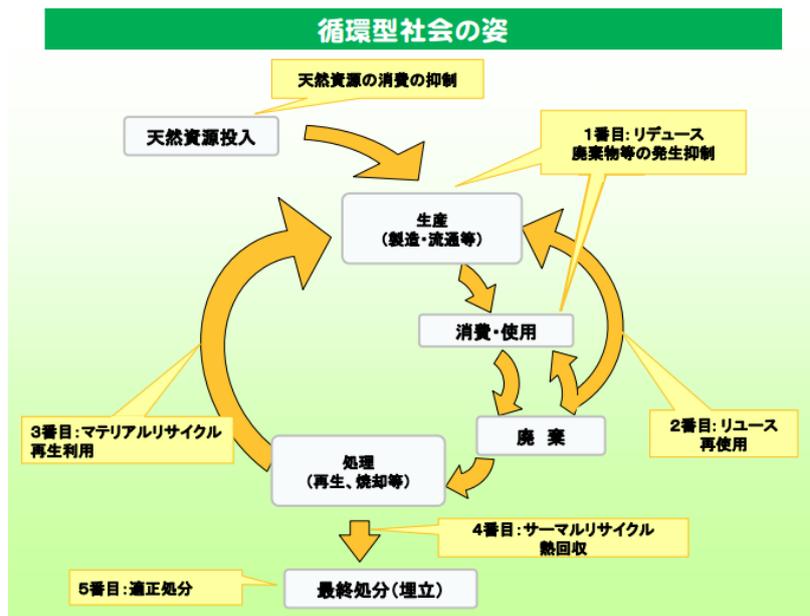
2024年8月、循環型社会形成推進基本法に基づく第5次循環型社会形成推進基本計画が国家全体の戦略として閣議決定され、持続可能なかたちで資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が前面に打ち出されている。また、その直前の2024年5月には、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律も制定・公布され、今年秋に施行が予定されているほか、2025年に資源有効利用促進法の改正も予定されている。さらに、第5次循環型社会形成推進基本計画の中では、廃棄物の適正処理、有害廃棄物対策も重点分野の1つとされており、電子マニフェストに係る処分完了報告時における報告事項に、再生に関する情報も追加することや適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるようにする取り組みが予定されている状況にある。以下において、循環型社会形成推進基本法の概要に触れた上で、これらの最近の資源循環、廃棄物の適正処理に関する動きについて、概要を説明する。

## II 資源循環に関わる最近の動き

### 1. 循環型社会形成推進基本法の概要、循環型社会の意義

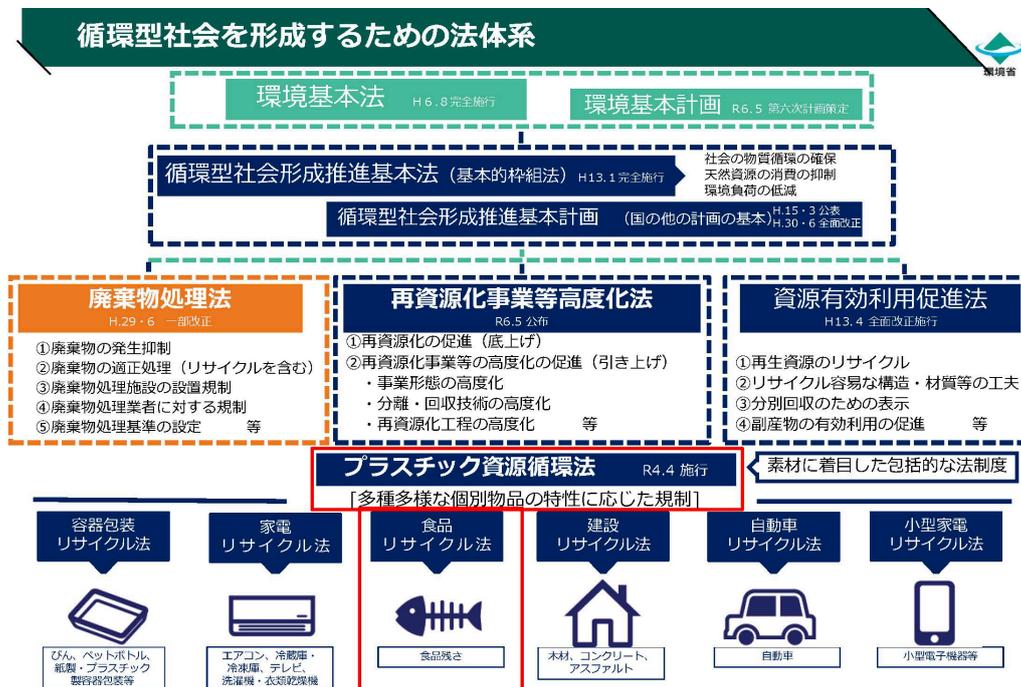
循環型社会形成推進基本計画とは、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものである。

循環型社会形成推進法は、循環型社会を形成するための法体系の基本的枠組法となるものであり、下図にあるような「循環型社会」（製品等を循環資源として適正に利用することなど）を定義した上で、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（マテリアルリサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分の順での処理を法定化し、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、政府による「循環型社会形成推進基本計画」を策定することなどを明示している。



(URL 記載の環境省のパンフレットより引用<sup>1)</sup>)

そして、下図のとおり、循環型社会形成推進基本法の個別法として、廃棄物の適正処理を目的とする「廃棄物処理法」、再生利用の促進を目的とする「資源有効利用促進法」などのほか、個別物品の特性に応じて、「小型家電リサイクル法」「容器包装リサイクル法」「自動車リサイクル法」「建設リサイクル法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」の各法が制定されており、それぞれが機能することで、適正に循環型社会の形成が推進されることが目指されている。



(環境省 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行より引用<sup>2)</sup>)

<sup>1</sup> <https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/pamph.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.env.go.jp/content/000240722.pdf>

## 2. 第5次循環型社会形成推進基本計画<sup>3</sup>の概要

このような循環型社会への取り組みの枠組みの中で、最近、2024年8月に決定されたのが第5次循環型社会形成推進基本計画である。

この第5次循環型社会形成推進基本計画は、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた、政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定されている点に特徴がある。循環経済への移行は、資源消費を最小化することにより、廃棄物の発生抑制に資するだけでなく、気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題を解決し、資源確保による経済安全保障の強化に資する施策でもある点が意識されている。

第5次循環型社会形成推進基本計画の具体的な内容は、5つの柱（重点分野）として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の促進が掲げられている。

このうち、①の分野では、G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、バリューチェーンの資源循環性指標や情報開示等の環境整備及び国際的なルール形成を進め、企業による循環経済の取り組みが評価される環境を整備するとともに、循環経済ビジネスへのESG金融を促進することなどが国の取り組みとして掲げられており、2024年11月には、環境省は、内閣府が主導する「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム」（BRIDGE）の2024年配分において、「企業情報開示スキーム及びバリューチェーン循環性指標の国際標準化事業」が選定されたことを発表している<sup>4</sup>。この事業を通じ、資源循環に関する企業の情報開示スキームや、国際標準化戦略、バリューチェーンの循環性指標などの開発が進められていくことになる。

また、②の分野では、新たな成長の鍵となる、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との事業者間連携（動静脈連携）を通じて、市場に新たな価値を創出することや2024年5月に制定された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という）に基づき脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取り組みを一体的に促進し、施行から3年の間に100件以上の認定をすることなど（以下3参照）を国の取り組みとして掲げている。

さらに、④の分野では、欧州で、個別の製品の原材料調達からリサイクルに至るまでの、製品ライフサイクル全体に関する情報が記載された証明書であり、製品の環境情報を一元化できる仕組みとして注目されている、デジタル製品パスポート（DPP）の導入の動きがあり、再生材の品質に関するデータベース構築は必要不可欠であるという背景の下で、日本においても資源循環に必要な製品・素材の情報や資源循環の実態の可視化を進め、情報基盤を強靱化する方向性が示されるとともに、さらなる廃棄物の適正処理を推進していくことなどが掲げられている。

## 3. 再資源化事業等高度化法及びその他関連省令の概要

再資源化事業等高度化法は、上記のとおり、第5次循環型社会形成推進基本計画にも引用されており、資

<sup>3</sup> <https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>

<sup>4</sup> [https://www.env.go.jp/press/press\\_04047.html](https://www.env.go.jp/press/press_04047.html)

源循環と脱炭素化の取り組みが世界的に加速する中で、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取り組みを一体的に進めるべく制定された法律である。上記で引用した法体系でいえば、廃棄物処理法等と横並びとなる法律である。

再資源化事業等高度化法は、再資源化事業等の高度化（再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出量の削減効果が増大すること）への取り組みと再資源化の実施状況の開示を責務とする一方で、3つの事業で廃棄物処理法の特例として国による一括認定制度を設けて、廃棄物処理法上の許認可を不要とした点に特徴がある。

順番に解説すると、まず、再資源化事業等高度化法では、3つの事業について廃棄物処理法の特例を設け、再資源化事業などの高度化に係る認定を国が一括して行う制度が設けられている。

1 つめの事業は、製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、特定の廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業の促進をすることを目的とした高度再資源化事業計画認定制度であり、認定を受けると収集運搬業と処分業許可及び施設設備許可が不要となる制度である（同法 11 条、13 条）。

2 つめの事業は、廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品または再生資源の回収を行う再資源化を目的とした、高度分離・回収事業計画の認定制度で、認定を受けると廃棄物処分業許可、施設設置許可が不要となる制度である（同法 16 条、18 条）。ガラスと金属の分離や紙おむつのリサイクルなどがイメージされている。

3 つめの事業は、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入の促進を目的とする再資源化工程高度化計画の認定制度で、認定を受けると廃棄物処理施設の変更許可を受けたものとみなされる制度である（同法 20 条、21 条）。

※認定の種類（イメージ）

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>&lt;①事業形態の高度化&gt;</b></p> <p>▶ 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、<b>広域的な分別収集・再資源化の事業を促進</b></p>  <p>例：ペットボトルの水平リサイクル<br/>画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)</p> | <p><b>&lt;②分離・回収技術の高度化&gt;</b></p> <p>▶ <b>分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進</b></p>  <p>例：ガラスと金属の完全リサイクル<br/>例：使用済み紙おむつリサイクル<br/>画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン<br/>使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン</p> | <p><b>&lt;③再資源化工程の高度化&gt;</b></p> <p>▶ 温室効果ガス削減効果を高めるための<b>高効率な設備導入等</b>を促進</p>  <p>例：AIを活用した高効率資源循環<br/>画像出典：産業廃棄物処理におけるAI-1oT等の導入事例集</p> |
|--|---|---|

（環境省 再資源化事業等高度化法の概要資料より引用<sup>5)</sup>

また、再資源化事業等高度化法では、資源循環の促進に向けた情報基盤を整備するなどの目的から、特定産業廃棄物処分業者（前年度の産業廃棄物の処分実施数量が 10,000 トン以上ある事業者、及び前年度の廃プラスチック類の処分実施数量が 1,500 トン以上ある事業者）が、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に報告しなければならないとされ、環境大臣は報告された事項を公表するとされている（同法 38 条）。

そして、国は、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断基準の策定・公表を行うものとされており（同法 8 条）、既に省令において判断基準が示されている<sup>6)</sup>。ここでは、国が求める再資源

<sup>5)</sup> <https://www.env.go.jp/content/000229697.pdf>

<sup>6)</sup> <https://www.env.go.jp/content/000282426.pdf>

化事業等の高度化の促進に関する以下の各事項について基準の概要を説明するとともに、期待する取り組み例等が示されている<sup>7</sup>。

| 判断基準                                 | 期待する取り組み例等  |
|--------------------------------------|---|
| 再生材の規格の参照、需要・供給先の把握、生産可能な再生材の量の把握    | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生材の正常に関する JIS 規格等の標準的確の参照</li> <li>自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集</li> <li>自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握</li> </ul> |
| 可能な範囲で生産性を向上させる技術を有する設備の導入に努めること     | <ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握</li> <li>当該技術を有する設備の導入の検討</li> </ul>   |
| 省エネ型の設備への改良や運転の効率化を図ること              | <ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化の工程を効率化する設備の導入</li> <li>再資源化の工程の集約化の検討</li> <li>保有する設備の運用について、管理基準の設定<br/>例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等</li> </ul>             |
| 目標を定め、その達成に向けて計画的な取り組みを進めること         | <ul style="list-style-type: none"> <li>処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定</li> </ul>   |
| 人材育成を目的に、従業員の研修や労働環境の改善するための措置を講ずること | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講</li> </ul>  |
| 自ら再資源化の実施状況の公表すること                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各社 HP や環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表</li> </ul>  |

そして、再資源化の実施の状況が、上記の判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定産業廃棄物処分業者に対し、その判断の根拠を示して、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、正当な理由がなくその勧告に従わなかった場合において、再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは、中央環境審議会の意見を聴いて、当該特定産業廃棄物処分業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとする規定（同法 10 条）も置かれている点に留意が必要である。

このように再資源化事業等高度化法は、再資源化事業等の高度化に係る一括認定制度を創設し、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例を設けるほか、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表を通じて再資源化の高度化に向けた全体の底上げを促進することで、再資源化事業等の高度化の促進を図るものである。

#### 4. 資源有効利用促進法の改正

プラスチックについてはプラスチック資源循環促進法が 2022 年 4 月に施行されているところであるが、

<sup>7</sup> <https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000254934.pdf>

上記で示した法体系の中の一一般法であり、循環型社会の形成を目的として、事業者や消費者、自治体などに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）全般の取り組みを推進すべく制定されている資源有効利用促進法についても、2025年に改正が予定されている<sup>8</sup>。

具体的な取り組みを求める内容は政省令に委任されているため、今後明らかになることが見込まれるが、その主な内容は、①再生資源の利用義務化、②環境配慮設計の促進、③GX（グリーントランスフォーメーション）に必要な原材料等の再資源化の促進、④サーキュラエコノミーコマースの促進である。

①の再生資源の利用義務化は、現行制度では再生資源の利用が一部を除き努力義務であり、再生材の利用をモニタリングする仕組みが存在せず、再生材利用の改善を促すことが困難であったことを踏まえ、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製品事業者に対して再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を義務づけた上で、取り組みが著しく不十分であるときは、勧告・命令（違反した場合の罰則あり）の対象とするものである（同法律案 21 条～25 条）。

②の環境配慮設計の促進は、環境に配慮した製品設計について、特に優れた製品が評価され、定常的に全体のレベルを底上げする仕掛けがなかったことから、ライフサイクル全体の環境負荷低減を考慮した特に優れた製品設計（易解体設計、長寿命化）の認定制度を創設し、認定製品はその旨表示を行うことができるようにするほか、当該製品のリサイクルを行うための設備投資への金融支援などの特例措置を講ずるものである（同法律案 29 条、30 条等）。

③の GX に必要な原材料等の再資源化の促進は、現行制度では小型電池など一定の製品にメーカー等の回収・再資源化を義務づけているが、回収スキームが十分構築されておらず、回収率が低く、回収・再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みがないことから、高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例として、業許可を不要とし、回収の実施状況をモニタリングし、必要に応じて勧告・命令などにより、回収率の改善を促すこととするものである（同法律案 54 条、57 条等）。

④のサーキュラエコノミーコマースの促進は、現行制度では、サーキュラエコノミーコマースビジネスを健全に育成する規律が存在しないことから、サーキュラエコノミーコマース事業者の類型を新たに位置づけ、資源の有効活用や消費者の安全といった観点から満たすべきサーキュラエコノミーコマースビジネスの基準を設定するものである。

なお、EU の循環経済政策においては再生材の利用が規制に取り込まれる動きが出てきている。例えば、自動車では、2030 年頃までに、規則発効から 6 年後以降に型式認証される車種に対して使用されるプラスチックは再生剤を最低 25%含むこと、バッテリーでは容量が 2 キロワット時を超える産業用、電機自動車用、自動車の始動等用のバッテリーについて、2031 年以降に一定割合以上の再生原料（コバルト、リチウム、ニッケル等）の使用義務、プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率について、2040 年までに飲料ボトル 65%、食品接触型 50%、非食品容器 65%とする規制などの案が示されている状況にある<sup>9</sup>。また、EU 市場に投入される製品に対し、製品ごとのエコデザイン要求を遵守を義務づけるエコデザイン規則（ESPR）が 2025 年 7 月にも発効が見込まれている。対象は、製品分野ごとの委任法で決まることになるが、鉄鋼、アルミニウム、繊維製品等幅広い分野に亘っており、性能要求（製品の耐久性、再利用可能性、修理可能性、資源効率等の循環性要件等）と情報要求（デジタル製品パスポートの導入義務等）のエコデザイン要求が求められている。

<sup>8</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html>

<sup>9</sup> [https://www.cjc.or.jp/commend/pdf/senshinjirei/r06/00\\_meti.pdf](https://www.cjc.or.jp/commend/pdf/senshinjirei/r06/00_meti.pdf)

### Ⅲ 廃棄物の適正処理に関する最近の動き

産業廃棄物の適正処理に関して、①電子マニフェストに係る処分完了報告時における報告事項に再生に関する情報も追加すること<sup>10</sup>や、②適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるようにする取り組みとして、廃棄物処理法施行規則を改正する方針とするとともに、情報伝達に係る自主的取り組みの促進を図るため、WDSガイドラインを改正する方針が示されている<sup>11</sup>。

順に内容をみると、廃棄物処理法においては、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処分を受託した者（以下「受託者」という）に対して産業廃棄物管理表（以下「管理表」という）を交付し、処理終了後に受託者から管理表の写しの送付を受けることにより、排出事業者が排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理することで不法投棄を防止し、適正な処理を確保するというマニフェスト制度が規定されている（廃棄物処理法 12 条の 3）。この制度は、紙の管理表だけでなく、管理表の記載内容を電子化データ化し、排出事業者、処分業者等が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする、という電子マニフェストの制度も規定されている（同法 12 条の 5）。

しかし、現行の制度においては、処分終了時の報告は規定されているものの、再生利用の状況を把握するために必要な情報の報告義務は規定されていない。食品廃棄物の不正転売事案など、不適正処理を未然に防ぐ観点からは、排出事業者が再生も含めた最終処分までのすべての処分について、各処分の状況を把握することが重要である。そのため、これを確保すべく、受託者が情報処理センターに報告を行う際、最終処分または再生を行うまでのすべての処分について、「処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号」、「処分を行った事業場の名称及び所在地」、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量（当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。）」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量（当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。）」の報告を義務づけ、情報処理センターが排出事業者に通知を行うときには、再生に係る情報も通知するようにするなどの改正を行うものである。

次に、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるようにする取り組みに関しては、廃棄物処理法において事業者が産業廃棄物の処分を委託する場合には、書面により委託契約を行い、委託契約書に記載すべき事項が定められ（同法 12 条 6 項、同法施行令 6 条の 2 第 4 号、同法施行規則 8 条の 4 の 2）、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者が廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報を伝達することが定められているところであるが、情報伝達が十分でなく、適正処理が行われなかった事案も発生しており、情報伝達の推進が課題となっていたことから、伝達する内容を明確化し、実効性あるものとするための改正である。

具体的には、化学物質排出把握管理推進法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する（曝露可能性がある）と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することとしたものであり、第一種指定化学物質等取扱事業者が廃棄物に含有する第一種指定化学物質の名称・数量または割合を伝達することを義務づけるものである。第一種指定化学物質等取扱事業者は、PRTR 制度（人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をする制度）に

<sup>10</sup> <https://www.env.go.jp/content/000271536.pdf>

<sup>11</sup> <https://www.env.go.jp/content/000271535.pdf>

において第一種指定化学物質の移動量等の情報を把握しており、これを廃棄物処理業者に提供させることで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがないように処理させるものである。

これまでの委託契約に PRTR の情報を含むように変更し、廃棄物の管理においても PRTR 情報を含むように管理する運用が求められることになる点に留意が必要となる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)